

ワクチン接種についての基本的考え方と当面の進め方

R3. 6. 11 知事と市長会・町村会との意見交換会
(改定) R3. 7. 9 知事と市長会・町村会との意見交換会

- 1 希望する高齢者に対する接種の7月未完了に協力して取り組む。
(かかりつけ医や特定会場での接種を希望され、8月以降となる場合を除く)
- 2 基礎疾患を有する者に対して、できるだけ8月中に接種を行うよう県と市町村でともに呼びかけを行う。また、希望する方への11月末の接種完了に向けて、9月末までに県内全体の2回目接種率が少なくとも60%となることを目指す。
- 3 高齢者、基礎疾患を有する方以降も感染拡大防止等の観点から一定の職種の方へ早期接種を検討する。早期接種を実施する場合、市町村と県との役割分担は、概ね、別紙「市町村と県で連携して進める早期接種対象職種の基本的な考え方について」によるものとする。
- 4 今後、市町村の在庫ワクチンを圏域内で有効に活用するための仕組みを市町村、県で検討する。
- 5 職域接種、県の集団接種は市町村の接種を妨げないよう行う。
- 6 職域接種は市町村負担を軽減するので、積極的な実施を企業に求める。医療従事者等の支援を必要とする場合は、市町村と情報共有の上、県に相談するよう要請する。
- 7 県が設置する集団接種会場では、団体接種の受け入れを、各団体の希望に応じて行うことを基本とする。
- 8 以上の他、市町村と県との具体的な役割分担等については、事務レベルで協議を行う。